◎新潟県告示第321号

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定(昭和49年新潟県告示第390号)の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月22日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正	後		改 正 前		
別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準			別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基	£準	
の水域類型の指定			の水域類型の指定		
水域	該当類型	達成期間	水域 該当類型 達成期間	盯	
荒川中流(県境から旭橋ま	AA	ア	荒川中流(県境から旭橋ま AA ア		
で)			(で)		
荒川下流 (旭橋より下流)	AA	ア	荒川下流(旭橋より下流) AA ア		
鯖石川(全域)	A	ア	鯖石川上流(小坂橋より上 A ア		
鵜川 (全域)	A	ア	流)		
			鯖石川中流(小坂橋から豊 A ア		
			<u>田橋まで)</u>		
			<u>鯖石川下流(豊田橋より下</u> <u>A</u> ア		
			流)_		
			<u>鵜川上流(御幸橋より上流)</u> A ア		
			<u>鵜川下流(御幸橋より下流)</u> <u>A</u> ア		